

## 会 議 録

会 議 の 名 称	平成29年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会			
開 催 日 時	平成29年7月26日(水)午後1時30分～2時30分			
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟3階 全員協議会室			
出席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)			
欠席者の氏名	(別紙委員出欠席表のとおり)			
説明者の職・氏名				
報告事項				
議 題	(1)平成28年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について・非公開 (2)平成30年度からの国保制度改革(国保広域化)について・公開 (3)その他・公開			
会 議 資 料	資料1 平成28年度 国民健康保険特別会計歳入・歳出決算における予算科目及び事業別割合状況 資料2 平成28年度 所沢市国民健康保険特別会計決算(案) 資料3 国民健康保険特別会計収支状況 資料4 月別被保険者数推移(月末被保険者数) 資料5 平成30年度からの国保制度改革(国保広域化)について(前回説明からの変更点等) 追加資料1 一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入(都道府県別状況:平成26年度) 追加資料2 1人当たりの一般会計からの決算補填等目的の法定外繰入(都道府県別状況)			
担当部課名等	健康推進部長	青木 千明	保健センター長	須田 浩美
	健康推進部次長	岸 健次	国民健康保険課長	森田 英明
	国民健康保険課主幹	小川 和彦	国民健康保険課主査	古瀬 力
	国民健康保険課主査	石川 純也	国民健康保険課主査	藤井 優子
	国民健康保険課主任	藤澤 祐介	国民健康保険課主任	重田 翼
	国民健康保険課主任	今井 江美		
	収税担当参事	関口 裕教	収税課主幹	粕谷 明彦
	収税課主幹	杉田 裕一		
	健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131			

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
司 会	開会
部 長	〈委員変更に伴う委嘱状交付〉
会 長	開会の挨拶
司 会	<p>所沢市国民健康保険に関する規則（以下、規則）第 4 条第 3 項に基づき会議が成立している旨報告（委員 21 名中 19 名出席）。</p> <p>続きまして、お手元の資料のご確認をお願いします。          事前に送付しました資料の他に、全部で 4 点ございます。          1 点目、本日の席次表が 1 枚          2 点目、運営協議会委員名簿が 1 枚          3 点目、埼玉の国保（6 月号）が 1 部          4 点目、国民健康保険必携が 1 冊</p> <p>最後に、事前送付しました資料 4 につきまして、修正がありましたので差替えをお願いいたします。          よろしいでしょうか。          また送付させていただいている「資料 1～資料 5」はお持ちでしょうか。お持ちでなければ、用意しておりますのでお申し付けください。          それでは、次第に則って進めてまいります。これからの議事の進行につきましては、「所沢市国民健康保険に関する規則」第 4 条第 1 項によりまして 会長をお願いしたいと存じます。          本橋会長よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは議長を務めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。議事に入る前に、事務局から何か説明があればお願いします。</p>
司 会	<p>それでは議事に入ります前に、「所沢市の会議の公開に関する指針」に基づきまして、本日の会議内容につきましては、議題（1）平成 28 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要につきましては、平成 29 年第 3 回の 9 月定例会の審議に諮るもので未確定の状況にあるため非公開となっており、議題（2）平成 30 年度からの国保制度改革（国保広域化）について、及び、議題（3）その他に関しては公開とお知らせしております。ご了承いただきたいと存じます。          また、傍聴者へ配付する資料につきましては、          1 点目、傍聴人配布用の表紙「傍聴人の皆様へ」</p>

		<p>2 点目、本日の会議次第</p> <p>3 点目、資料 5 平成 30 年度からの国保制度改革（国保広域化）について</p> <p>の計 3 点となります。</p> <p>本日の議題（1）は非公開のため、こちらに係る資料は配付いたしません。なお、会議録の記録、確定につきましては、これまでと同様、会議録は要約方式とし、発言者の委員名については「委員」とだけ記載いたします。また、会議録の確定につきましては、会長にご承認いただき署名確定する方法でよろしいでしょうか。</p> <p>ご審議をお願いいたします。</p>	
議	長	<p>それでは、ただ今、会議の公開等について事務局より説明がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>説明のとおりでよろしいでしょうか。</p>	
委	員	<p>異議なし。</p>	
議	長	<p>「異議なし」の声がありましたので、そのように決定させていただきます。</p> <p>では、本日の次第に従って進めます。</p> <p>議題（1）については、非公開ですので、このまま進行いたします。それでは議事に入ります。</p> <p>議題（1）平成 28 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について、でございます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>	
事	務	局	<p>議題（1）平成 28 年度所沢市国民健康保険特別会計決算の概要について説明をさせていただきます。</p> <p>資料 1 をご覧ください。</p> <p>こちらは、平成 28 年度の国民健康保険特別会計歳入・歳出決算における予算科目の割合を示した円グラフでございます。</p> <p>はじめに、上段、歳入の円グラフについて説明いたします。</p> <p>保険税が全体の 20.4%、そして国からの負担金及び交付金である国庫支出金が 18.0%となっています。次に、療養給付費等交付金 3.2%ですが、こちらは退職者医療制度に該当する被保険者の医療費について、社会保険診療報酬支払基金から交付されているものです。次の前期高齢者交付金 21.4%につきましても、社会保険診療報酬支払基金から国保の運営のために交付されています。次に、県からの交付金である県支出金 4.7%があります。次に共同事業交付金 21.8%になりますが、こちらは埼玉県国民健康保険団体連合会が行っている高額医療費</p>

<p>事 務 局</p>	<p>共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金のことであり、県内市町村の医療費を平準化するための交付金です。これに対し、下段の歳出に共同事業拠出金 23.1%がありますが、当拠出金は国保連が市町村に交付するための原資となるもので、市町村が納めることとなっています。次に繰入金 9.6%でございますが、これまで委員の皆様にご説明申し上げてきました一般会計からの法定外繰入金のほか、事務費などの法定繰入金の合計となります。最後にその他 2.7%ですが、延滞金や返還金となっております。</p> <p>以上、収入合計は円グラフ中央に記載のとおり、約 425 億円となっております。</p> <p>続きまして下段の歳出について説明いたします。</p> <p>はじめに総務費 0.6%については事務費となります。次に 56.2%を占めている保険給付費ですが、医療費に対する国保給付分の支出となります。次に後期高齢者支援金等 11.8%ですが、後期高齢者医療制度により国保から支援金として納めているものです。次に介護納付金 4.5%ですが、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者である国保被保険者の介護保険料を国保で徴収し、介護納付金として納めているものです。次の共同事業拠出金に関しましては、先ほどご説明したとおりです。最後に保健事業費となりますが、特定健康診査や特定保健指導などの経費となっています。</p> <p>歳出合計は、円グラフに記載のとおり約 412 億円です。</p> <p>以上が国民健康保険特別会計歳入・歳出決算における予算科目及び事業別割合についての説明となります。</p> <p>続きまして資料 2 をご覧ください。</p> <p>平成 28 年度 所沢市国民健康保険特別会計決算（案）の詳細を示した表でございます。歳入、歳出、それぞれの要点についてご説明いたします。</p> <p>それでは歳入の表をご覧ください。</p> <p>①国民健康保険税ですが、約 84 億 9 千 5 百万円の予算現額に対しまして決算額が約 86 億 8 千万円であり、約 1 億 8 千 4 百万円の税増収となっております。こちらにつきましては、収納率の向上によるもので、現年分につきましては、前年度の 87.35%から 88.03%へ 0.68 ポイント上昇しています。また、滞納繰越分につきましては、前年の 11.24%から 12.98%へ 1.74 ポイント上昇しました。本日、収税課職員が出席しておりますので、収納率向上の経緯等について担当課よりご説明申し上げます。</p>
--------------	---

事 務 局	<p>(収税課職員より説明)</p> <p>収納率の向上につきましては、平成 27 年度から滞納整理の基本方針を定めまして、催告や処分の強化をした結果と考えているところです。</p> <p>歳入の表に戻りまして、もう 1 点お伝えしたい事がございます。⑨繰入金の中のその他市単独分につきましては、一般会計からの法定外繰入金、赤字繰入とも言われますが、平成 27 年度に約 29 億円を繰入れておりますが、平成 28 年度につきましても決算額で約 25 億円の繰入れとなっています。</p> <p>その他、国庫支出金や県支出金につきましては、歳出の保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金により額が変動するものとなっていることをお伝えさせていただきます。</p> <p>続きまして、歳出の表についてご説明いたします。</p> <p>B 保険給付費ですが、予算現額約 244 億 1 千円に対しまして、決算額約 231 億 4 千万円、差引で約 12 億 6 千万円の残となっています。この保険給付費につきましては、医療費の保険者負担分に相当しますので、保険給付費の減は、すなわち医療費が減少しているものといえます。医療費が減少した理由でございますが、薬価基準の引き下げにより、C 型肝炎やがんなどの新薬の薬価が引き下げられたことで、全体の薬剤費が減少したことによるものと考えております。ここで、資料 4 をご覧ください。こちらは月別被保険者数の推移を折れ線グラフで表したのですが、この表の三角で示された箇所をご確認いただけますでしょうか。これは、予算を作成する 9 月時点と翌年の 6 月時点でのどのくらい被保険者数に変化があるかを分かりやすく示したものでございます。これをみますと平成 27 年 9 月から平成 28 年 6 月では 1,643 人減少、平成 28 年 9 月から平成 29 年 6 月では 3,641 人の減少となっております。平成 28 年度の後半から被保険者数が急激に減少していることが読み取れます。このことから、平成 28 年度は、医療の高度化によって一人当たり医療費は増加しているものの、それ以上に被保険者数減少の影響が大きく、全体の医療費としては、減少したと考えることができます。</p> <p>また、平成 28 年度の被保険者数減少の理由につきましては、10 月からの短時間労働者の被用者保険の適用拡大による影響が大きいと考えられます。具体的にはパート勤務などの短時間労働者の方々が従来よりも短い勤務日数や労働時間で社会保険に加入できることとなり、これらの方々が、国保から社会保険に移行されたものと分析しております。</p>
-------	---

事 務 局	<p>戻りまして資料 2 をお願いします。</p> <p>ただいま平成 28 年度決算における歳入、歳出の特筆すべき箇所につきまして、ご説明させていただきましたが、その結果、歳入・歳出差引額の収支残額につきましては、約 13 億 3 千万円となっています。</p> <p>この収支残額に関しましては、昨年度と同様、一般会計に戻す処理をしていきたいと考えております。</p> <p>続きまして資料 3 をお願いします。</p> <p>こちらにつきましては、年度毎の国民健康保険特別会計の収支状況をグラフ等にしましたものです。</p> <p>下にあります実質的な収支と実質的な赤字額のグラフをご覧ください。斜線のものが実質的な赤字額、単年度の実際の赤字額となりますが、平成 26 年度が赤字額のピークで、平成 27 年度で微減、平成 28 年度で大きく減少していることがみてとれます。この理由につきましては、平成 27 年度に税率を引き上げさせていただいたことと、平成 27 年度より、国から 1,700 億円の公費が投入されていることが挙げられます。なお、平成 27 年度からの国の公費につきまして、所沢市では約 3 億 6 千万円の収入となっております。加えて、先ほどもご説明いたしました、薬価基準が下がったことや被保険者が急激に減少したことによる医療費の減少も、赤字が減った理由と考えています。</p> <p>所沢市の平成 28 年度の決算についての説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま事務局より説明のありました内容につきまして、ご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>資料 3 の説明における、平成 28 年度の約 13 億円の収支残額に関して、もう少し詳しく説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>28 年度の上半期の実績から、当初予算を積算時より最終的に医療費が伸びるのではないかと予測し、年度途中で保険給付費の増額補正を行い資料 1 の保険給付費予算現額のとおり約 244 億円を見込んでいました。このため、年度途中で歳入の不足分を補うため、約 10 億円の法定外繰入の追加を行ない、繰入総額は約 25 億円となりました。ところが、先ほどの事由により、平成 28 年度は医療費が予想より伸びなかったことから、結果的に 13 億 3 千万円の収支残額となったものです。</p>
議 長	<p>その他、ご意見等ありますか。</p>
委 員	<p>共同事業交付金について説明をいただきましたが、所沢市は、拠出金が約 95 億、交付金が約 92 億 6 千万ということで、埼玉県内におい</p>

	ては、医療費が低いと考えてよろしいのでしょうか。
事務局	ご意見のとおりでございます。
委員	資料 2 の歳入、国民健康保険税の収納率が増加した要因について再度説明をお願いします。
事務局	(収税課職員より説明) 現年分 0.66 ポイント、滞納繰越分 1.74 ポイント増加した要因ですが、現年分につきましては、催告を強化したことによるもの、滞納繰越分については、処分強化によるものと考えています。なお、処分強化と申しますのは、払いたいのに払えないのではなく、払えるのに払わない方に対する差し押さえ等の強化でございます。また、強化の経緯としましては、所沢市では、昨年度より県からの派遣事業を活用し、県から職員を派遣していただき、差し押さえの方法や債権行使の仕方などの収納技術を学んでまいりました。収納率向上については、これらを実践してきた成果だと考えております。
議長	それでは他に意見はないようですので、事務局の説明どおり、約 13 億 3 千万円の歳入歳出差引額について、昨年度と同様に一般会計に繰り戻すということを含めまして、ご了承いただいたものといたします。 議題 (1) に関しましては以上で終了し、議題 (2) 平成 30 年度からの国保制度改革 (国保広域化) に入ります。 議題 (2) は公開となります。 事務局、本日、傍聴の方はいらっしゃいますか。
事務局	本日の会議に当たりましては、傍聴希望者はありません。
議長	分かりました。 それでは、事務局より説明をお願いします。
事務局	議題 (2) に入ります前に、前回の運営協議会において委員さんより、全国における埼玉県の赤字の規模について質問がございました。このため、追加資料を用意しています。 追加資料①をご覧ください。厚労省が作成した平成 26 年度データを掲載したもので、各都道府県の法定外繰入額を棒グラフで表した資料となっています。単位は億円です。 グラフの一番左側、法定外繰入額が最も多い東京都は 1,046 億円、埼玉県は全国 3 番目の 337 億円となっており、本県は全国的にみて、

<p>事 務 局</p>	<p>法定外繰入額が大変多いといえます。また、全国の総額としましては 3,468 億円の法定外繰入を行なっています。なお、グラフより、大都市がある都道府県で多くなる傾向があり、1 位から 6 位までの大都市を抱える都道府県だけで全体額の約 7 割を占めています。</p> <p>次に追加資料②をご覧ください。</p> <p>棒グラフが一人当たりの赤字繰入額、折れ線グラフが所得に対する課税の割合、いわゆる税負担率を示しています。</p> <p>特徴的なこととして、例えば法定外繰入金額が 1 番多い東京都の一人あたり繰入額は 3 万円を超えており、全国平均である 1 万円強の 3 倍となっていますが、逆に、折れ線グラフは東京都が最も低くなっています。これは、所得に対して税の割合が都道府県の中で一番低い状況であるといえます。この傾向は法定外繰入金額が多い埼玉・神奈川でも同様であり、このことから、赤字繰入が少ない都道府県は税負担率が高い傾向、赤字繰入が多い都道府県は税負担率が低い傾向、いわゆる所得に応じた課税となっていない状況、と読み取ることができます。</p> <p>前回のご質問に対する回答につきましては、以上となります。</p> <p>続きまして、議題の (2) 平成 30 年度からの国保制度改革（国保広域化）について説明申し上げます。資料は 5 となります。</p> <p>前回第 1 回協議会におきまして、広域化に関する概要を説明させていただきましたが、その概要の内容につきまして、現時点で変更等のありました箇所を、4 点ほどまとめたものでございます。</p> <p>1 点目ですが、はじめに、赤字解消計画に関しましては、本資料に記載のとおり、国保における解消・削減すべき赤字の範囲を明確にし、段階的に赤字を削減して赤字の解消を図るという計画です。本計画の県への提出時期については、計画策定後に運営協議会にお諮りし、7 月末前に提出する予定でしたが、国の赤字の定義や赤字解消計画の様式が未確定であり、公表の時期も示されていないため、県への報告時期が現時点では未定となっております。</p> <p>続きまして 2 点目、県からの第 3 回シミュレーションについてですが、前回会議の際に、国保事業費納付金と標準保険料率の試算に関する説明をさせていただいた中で、納付金の金額は約 116 億円とお伝えしていたところです。その後の情報といたしまして、平成 29 年 8 月末に、平成 30 年度から新たに投入される公費 1,700 億円のうち、1,200 億円を含む第 3 回の平成 29 年度国保事業費納付金及び標準保険料率が示されることとなっており、このため、第 3 回で算定された納付金等を参考にしつつ、本運営協議会での審議をお願いする予定となってい</p>
--------------	--



		<p>ます。</p> <p>次に 3 点目、運営協議会の審議日程の見通しについて、です。</p> <p>当初は、8 月に第 3 回・第 4 回を、10 月に第 5 回・第 6 回を開催予定でしたが、国保事業費納付金等算定ガイドラインの見直し等の影響により審議日程が後ろ倒しとなったため、9 月、10 月に皆様の審議が集中すると考えられるものでございます。このことから、委員の皆様には大変なご負担をおかけいたしますが、皆様には国や県からの整理された資料を用いて審議をしていただきたいと思いますと思っておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>最後の 4 点目、埼玉県国民健康保険運営方針についてですが、こちらは情報提供となります。埼玉県国民健康保険運営方針について、現在は案の状態であり、8 月 9 日まで県民へのパブリックコメントを実施しております。県民からの意見により修正を加えた後、第 5 回埼玉県国民健康保険運営協議会の審議に諮られ、9 月に知事決裁により確定される予定となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議	長	事務局より、国保広域化についての説明がありましたが、これにつきまして委員の皆様からご質問等ありますでしょうか。
委	員	〈意見なし〉
議	長	<p>それでは、議題の (2) につきましては、以上で終了とさせていただきます。</p> <p>続きまして、議題 (3) その他となります。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事	務	事務局
		<p>議題 (3) その他としましては、本日の議題 (2) の資料 5 でご説明したとおりですが、次回第 3 回を 8 月 24 日、本日と同様に 13 時 30 分より開催予定です。そして、9 月 27 日に第 4 回、10 月中旬に第 5 回、10 月下旬に第 6 回を予定しています。</p> <p>なお、次回 8 月 24 日の運営協議会につきましては、8 階の大会議室が会場となります。お間違いのないようお願いいたします。</p> <p>その他につきましては、以上でございます。</p>
議	長	それでは、委員の皆様より、本日の協議会につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。

様式第 2 号

委 員	〈意見なし〉
議 長	<p>それでは、これにて議題は終了となりましたので、議長の職を解かせていただきます。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
司 会	<p>本橋会長におかれましては、長時間に渡り議長をお務めいただきましてありがとうございました。</p> <p>最後に、閉会のことばを吉野職務代理よりお願いいたします。</p>
職 務 代 理	閉会の挨拶
司 会	<p>それでは以上をもちまして、国民健康保険運営協議会を終了とさせていただきます。</p> <p>皆様、お疲れ様でした。</p>
会 長 署 名	

## 平成29年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会委員出欠表

平成29年7月26日現在

代表区分	推薦依頼先		氏名
被保険者代表	所沢青色申告会	○	木下 芙美子
	いるま野農業協同組合	○	石井 敏夫
		○	平岡 豊子
	所沢市連合婦人会	○	岩渕 淑子
	所沢商工会議所	○	吉澤 富江
	所沢市自治連合会	○	高柳 進
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	○	猪俣 俊晴
		○	平林 多津司
		○	三浦 昇悟
		○	小関 信之
	所沢市歯科医師会	○	田中 利幸
	所沢市薬剤師会	○	安達 秀夫
公益代表	市長が定める者	○	本橋 栄三
		○	村田 美智子
		○	吉野 貞治
	所沢商店街連合会	○	宇佐 美保政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	○	赤坂 悦
	連合埼玉西部 第四地域協議会	○	迫 幸太郎
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	×	熊谷 隆良
	公立学校共済組合 埼玉支部	×	飯村 光良
	西武健康保険組合	○	佐瀬 満雄

任期 平成30年12月31日まで